

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ
住所： 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

2. 指名停止措置期間： 自 令和4年12月23日 3ヵ月
至 令和5年3月22日

3. 事実概要

上記業者の代表役員等(元代表取締役社長)は、令和元年11月～令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号イに該当する。

<指名停止措置要領別表第2第3号>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564